

県庁ってどんなことしてるの？

私たちのくらしと栃木県政

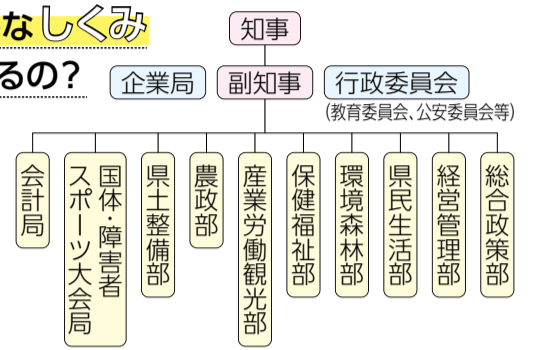
01 県はどんな役割を担っているの？

県は、全市町または複数の市町を対象とするような**広域的な仕事**をしています。また、**県・市町間の連絡調整**や、県による実施がより効果的、効率的な仕事を**市町や企業と連携**しながら進めています。

- 国** 外交、国防、防災、国土保全、環境対策、医療制度など日本全体のしくみなどを計画する仕事
- 県** 災害対策、健康対策、商工業や農林業等の振興、まちづくりなど、県全体にわたる仕事
- 市町** 消防、戸籍管理、小・中学校の運営、保育所や福祉に関することなど、身近な生活に関わる仕事

02 県庁はどんなしくみになっているの？

県の仕事を進めるため、知事のもとに**副知事2名**を置き、**10の部局と企業局、行政委員会**を設置しています。



県庁では、どのような流れで仕事が行われているんだろう？

「栃木県では、平成17年以降県内への**転入**よりも**転出**の方が多い、人口の社会減が続いています。ここでは、その課題の解決のために県がどう取り組んでいるかを例に、県政の動きをご紹介します」

近年、特に**若者世代**の人口流出が目立つ

県内高校生の進学先

- 県外 71.5%
- 東京圏 70.9%

大学進学などで東京などに出たまま栃木県に戻って来ない

これからのとちぎを担っていく人材が不足する…

Uターンを進めよう!!

「とちぎで働き暮らす魅力」を東京などにいる栃木県出身の若者に伝えたいね

出身者向けのイベントを開催するのはどう？

県内の**企業の魅力**を発信していく？

県内への就職に興味がある学生と企業の**合同面接会**を開催するのも良いのでは？

CHECK 課題の把握と検討

本県の現状を分析し、課題を把握し、解決するために、県として何ができるか検討します。

県として、力を入れて取り組んでいる事業の一つにUターン(一度栃木県を出た人または県外出身の人が、県内に移り住むことなど)の促進があります。

どんなメディアを使って情報を発信したら効果的だろう…

どんなイベントにしたら効果的だろう…

市町や企業の協力も必要になるな…

どのくらいのお金が必要だろう…

本当に必要な費用かな…

知事！**新しい事業案**について説明します！

とちぎUターン対策強化事業
 出身者向け交流イベントの開催や、LINEを活用した情報発信を行います。イベントは都内で…

就職支援サイト運営事業
 県内の企業や就活イベントなどの情報を発信するアプリを運用します。このアプリは…

とても良い案だけど、この部分はこうした方がもっと良くなるのでは…
 栃木県の場合は、こちらのやり方がより効果的だ…

知事

知事や副知事からの指摘を受けて、まとめた事業案

知事が**事業案を決定し、議会へ**

CHECK 事業案の知事査定

事業をより効果的に実施するため内容をよく吟味します。

さらに、お金(予算)がどれくらい必要かを、県の財政状況を踏まえて検討の上、事業の目的や内容などを知事に説明して意見をもらいます。こうして検討を重ねた事業案(予算案)を、議会に提出します。

議会

県のお金(予算)を本当にこの事業に使ってもよいか、判断します

これは具体的には何をやるの？

これは継続的に行っていくべきだね

本当に効果はあるの？

(議会のしくみや役割については2面へ)

議会の議決を経て、使えるお金の額が決まります

とちぎUターン対策強化事業費 4,109,000円

就職支援サイト運営事業費 11,763,000円

決定

※令和2年度当初予算額

START!

いよいよ事業を行っていきます

CHECK 議決を経て事業実施

議会では、県民から選挙で選ばれた県議会議員が、どのようなお金(予算)の使い方をすればよいかなどを議論します。議会で議決されることで、予算額が決定し、事業を実施することができます。

実際にこんなことをやっています!

Uターン促進 事業例

出身者向け交流イベント

東京などで暮らす本県出身の学生や若者を対象に、県内で活躍する先輩移住者との交流などを行うイベントを年に数回開催しています。

問 県地域振興課 ☎028-623-2236

JIMOTO TOCHIGI FEST 2020

LINE公式アカウント

Jimoto TOCHIGI

栃木県に関するイベントや就職のことなど、とちぎ出身の若者向けの情報を発信しています!

友だち追加はこちら→

とちまる就活アプリ

県内求人企業の情報収集から就活イベント情報、スケジュール管理まで「とちぎ」での就職活動に必要な情報・機能がこれ一つ揃います。

問 県労働政策課 ☎028-623-3224

とちまる就活アプリ
 TOCHIMARU JOB HUNTING APP

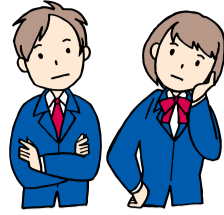
詳しくはこちら

就活

QRコード

知っていますか？

県議会のしくみと役割



県や議員などから提案されたことについて、本当に必要なものかどうかを調査し、決定しているのが県議会です。県議会のしくみと役割を知り、県政の動きについてさらに理解を深めましょう。

県政の運営について調査・決定を行う県議会

私たちが暮らす栃木県の県政運営について、投票で地域ごとに選ばれた県民の代表者(議員)が集まって調査・決定を行う場が県議会です。

私たちは県議会などを通じて県政に参加しています。



例えば…

これをやれば栃木県がより良くなるだろう。そのためには予算が必要だ

県(執行機関)



提案

決定

決定

県議会(議決機関)

主な仕事

● 条例や予算などを決める(議決)

県民の暮らしに必要な条例(ルール)、予算案などを調査等の上、決定

● 県の仕事を確認する(調査・検査)

県議会で決めたとおりに実施されているかを確認

● 国などへ提案する(意見書の提出・決議)

県だけでは解決できないことを県議会の意見として国会などに提案

● 県民の要望などを聞く(請願・陳情)

● 副知事や監査委員など、県の重要な人事に同意する(同意)

本会議(議員50名)

◆ 知事や議員、委員会から提案されたことや県政の事務などについて質疑・質問をして調べる

◆ 詳しく効率的に審査するため、少人数の議員で構成した委員会に審査を委ねる[付託]

◆ 委員会からの報告を基に県民の利益につながるかを討論し、決定する[採決]

付託 ↓

↑ 報告

委員会(各8~15名)

◆ 本会議から委ねられた議案を各分野の委員会で調査・討論し、本会議へ結果を報告する

- ・ 常任委員会
 - 県政経営
 - 生活保健福祉
 - 農林環境
 - 経済企業
 - 県土整備
 - 文教警察
- ・ 予算特別委員会 など



提案

栃木県をより良くするためには、この条例や事業が必要だ

最近の議員提案で決定された政策条例

- ✦ 栃木県プラスチック資源循環推進条例
- ✦ 栃木県県産木材利用促進条例

選挙で議員を選出



県民

県議会で決定された県民のための事業を実施

選挙で知事を選出

【問合せ】県議会事務局政策調査課 ☎028・623・3772

選挙について考えよう



ここまで県の仕事・県議会の役割などについて説明してきましたが、選挙とは、国や都道府県、市区町村などの行政機関や議会に対して「こうしてほしい」という意見を伝える大切な意思表示の場です。皆さんが持つ大切な1票の行き先を考えてみませんか。

選挙の流れ

選挙をしなければいけない事由の発生(任期満了・議会の解散・欠員)

公示・告示(立候補の届け出)

候補者の選挙運動



投票



開票 当選人の決定!

選挙とは？

私たちのより良い生活・社会のために、その思いを実現してくれる代表者を選ぶこと。日本国憲法には「国民主権」という基本原理があり、政治は私たち国民が選んだ代表者たちによって行われています。

選挙の種類

● 国政選挙

国の政治を行う、国会を構成する衆議院・参議院の議員を選ぶ、2つの選挙があります



衆議院議員

参議院議員



選挙で代表者を選びます!

有権者



都道府県知事

市区町村長

都道府県議会議員

市区町村議会議員

● 地方選挙

都道府県知事や市区町村長を選ぶ選挙、都道府県や市区町村にある議会の議員を選ぶ、4つの選挙があります

投票しないとどうなるの？

多様な意見を政治に反映させるために、投票はとても重要なものです。投票しないとその人やその人の世代の声は政治に届きにくくなり、望む政策の実現が難しくなってしまうかもしれません。



情報収集をしよう!

自分が誰に投票するべきか決めるために、まず情報収集をしましょう。また、いろいろな情報を比較したり、友達と話し合ったりするなど、さまざまな視点や意見に触れることが大切です。

情報収集の主な方法

インターネットで調べる



テレビ新聞の報道を見る



街頭演説を聞く



政見放送を見る・聞く



選挙公報を読む



投票へ行こう!

投票は、投票日に決められた時間・場所で行います。これらはお住まいの市町から届く「投票所入場券(はがき等)」に記載されていますので、確認しましょう。

投票日以外にも投票できます

● 期日前投票

投票日の決定日(公示・告示)の翌日から投票日前日まで行えます。投票日に予定が入っているときなどに利用しましょう

● 不在者投票

選挙期間中に長期の旅行などで不在になってしまうときには、滞在先の市区町村で不在者投票ができます

【問合せ】県選挙管理委員会 ☎028・623・2126